

運営要綱の改正について

1 運営要綱について

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(総合教育会議)

第一条の四

(1～8略)

- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

⇒上記に基づき、第1回宮城県総合教育会議の議題として運営要綱を決定。

2 改正の概要

令和3年度の組織改編より、宮城県総合教育会議の事務局の名称が「震災復興・企画部震災復興政策課」から「企画部総合政策課」に改められたため、必要な改正を行うもの。

改正後 (新)	改正前 (旧)
(事務局)	(事務局)
第7条 総合教育会議の事務局を企画部総合政策課に置く。	第7条 総合教育会議の事務局を震災復興・企画部震災復興政策課に置く。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

宮城県総合教育会議運営要綱（改正後案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、宮城県総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催時期）

第2条 総合教育会議は、原則として毎年4月及び10月を目途として開催するものとする。

2 前項のほか、知事は、必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

（招集）

第3条 知事は、総合教育会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

（議長）

第4条 総合教育会議の会議は、知事がその議長となる。

（会議の公開）

第5条 総合教育会議の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて知事及び教育委員会が合意したときは、非公開の会議を開くことができる。

(1) 非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

（議事録）

第6条 知事は、総合教育会議の会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第7条 総合教育会議の事務局を企画部総合政策課に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、知事が教育委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。